

○経済産業省令第三十八号

中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第十一条第一項の規定に基づき、中小小売商業振興法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年四月一日

中小小売商業振興法施行規則の一部を改正する省令

中小小売商業振興法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

経済産業大臣 梶山 弘志

		改正後		改正前			
八  [略]	[略]	七  [略]	[略]	七  加盟者の店舗のうち、立地条件が類似するものの直近の三事業年度の収支に関する事項	イ  当該特定連鎖化事業を行う者が把握している加盟者の店舗に係る次に掲げる項目に区分して表示した各事業年度における金額（6）にあつては、項目及び当該項目ごとの金額） (1) 売上高 (2) 売上原価 (3) 商号使用料、経営指導料その他の特定連鎖化事業を行う者が加盟者から定期的に徴収する金銭 (4) 人件費 (5) 販売費及び一般管理費（3及び4に掲げるものを除く。） (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、収益又は費用の算定の根拠となる事項 ロ  立地条件が類似すると判断した根拠	[新設]	[新設]
				第十條 法第十一條第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一〇六 [略] 七  加盟者の店舗のうち、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件（次条において単に「立地条件」という。）が類似するものの直近の三事業年度の収支に関する事項 八〇十八 [略]	第十條 法第十一條第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一〇六 [略] 七  加盟者の店舗のうち、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件（次条において単に「立地条件」という。）が類似するものの直近の三事業年度の収支に関する事項	第十條 法第十一條第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一〇六 [略] [新設]	第十條 法第十一條第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一〇六 [略] 七  [略]
				第十一條 法第十一條第一項の規定により、特定連鎖化事業を行う者が当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者に対して交付する書面には、次の表の上欄に掲げる事項については、少なくとも同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。	第十一條 法第十一條第一項の規定により、特定連鎖化事業を行う者が当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者に対して交付する書面には、次の表の上欄に掲げる事項については、少なくとも同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。	第十一條 法第十一條第一項の規定により、特定連鎖化事業を行う者が当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者に対して交付する書面には、次の表の上欄に掲げる事項については、少なくとも同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。	第十一條 法第十一條第一項の規定により、特定連鎖化事業を行う者が当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者に対して交付する書面には、次の表の上欄に掲げる事項については、少なくとも同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

附則  
この省令は、令和四年四月一日から施行する。